

令和3・4年度 鹿屋市建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

鹿屋市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタントの競争入札に参加を希望する方は、入札参加資格申請書を下記の要領で提出してください。

この申請書は建設工事等の施工能力審査の資料となりますので、正確かつ明瞭に記入してください。また、虚偽の記載等があった場合は、資格を取り消すことがあります。

記

1 資格要件

- (1) 建設工事においては、次のア～エのいずれにも該当する者であること
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可を有し、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その審査結果について通知を受けている者
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者
 - エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であつて、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第1項において準用する令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があつたと認められる者にあつては、その事実があつた後3年が経過した者
- (4) 建築設計監理においては、建築士法第23条に規定する建築士事務所の登録を受けた者
- (5) 測量においては、測量法第55条の5第1項の規定に基づき登録された者

2 申請書類

本市ホームページからダウンロードしてください。

申請書類を郵送で請求する場合、250円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

配布期間：令和3年2月25日（木）から令和3年4月30日（金）

3 申請受付期間及び受付時間

受付期間：令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 提出方法

持参又は送付（送付の場合は当日消印有効）

※鹿屋市外の事業者は原則送付にて提出ください。

※送付の場合で受付確認が必要な方は、84円切手を貼付した返信用封筒（又はハガキ）に送付先を記入の上、同封してください。

5 問合せ・提出先

鹿屋市総務部財政課契約検査室（市役所 本庁舎7階）
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
電話 0994-31-1178（直通）

6 登録期間

令和3年8月1日から次回登録の前日まで（令和5年7月末日予定）

7 注意事項

- （1） 提出書類は、日付指定のないものについては、令和3年4月1日時点で作成し、申請書の印は必ず**実印**を押印してください。
- （2） 提出書類の様式を追加・変更したものがありますので、必ず今回の申請書をダウンロードして作成してください。
- （3） 押印漏れや添付書類の不備の場合は受付できませんので、提出前に再度確認してください。
- （4） 各種証明書は、令和3年1月1日以降のものに限ります。
- （5） 提出する申請書類に漏れがないか提出書類一覧の「提出書類確認欄」を使って確認し、提出書類一覧は、申請書類の一番上に綴じてください。
- （6） 綴じ込む申請書類は、**紙製のフラットファイル（A4版縦長、色指定あり（建設工事：緑色、コンサル：黄色））**に「提出書類一覧」の順に綴じ込み、見出し（インデックス）を付けてください。また、提出するファイルの表紙及び背表紙には商号又は名称を明記してください。（見出しは該当書類に直接貼付してください。）
- （7） 作成の際は、提出書類一覧の「提出書類の記入要領等」をよく読んで作成してください。
- （8） 申請内容に変更が生じた場合や、参加資格の取下げ等を行う場合には、変更届や資格の取下げ届を提出してください。

8 提出部数

1部